

豊川市監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年3月9日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（子ども健康部保育課）

「定期監査（保育課）」

監査実施期間 平成29年 6月23日から
平成29年 8月22日まで

豊川市監査公表第34号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 保育園での公金取り扱いについて、分任出納員以外の職員が取り扱っていたので、公金を取り扱う職員全員を分任出納員に任命されたい。</p>	<p>1 保育園での公金の取り扱いについて、公金を取り扱う職員全員を新たに分任出納員に任命いたしました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年2月13日現在のものである。